

昭和38年4月15日(火)発行(但し休日には當日発行)

鳥取県公報

鳥取県公報

目

次

◆規則 河川法を準用すべき河川に認定した河川に対し河川法の規定を準用する規則

規則

則

河川法を準用すべき河川に認定した河川に対し河川法の規定を準用する規則をここに公布する。

昭和三十八年一月二十五日

鳥取県知事 石 朗

鳥取県規則第二号

河川法を準用すべき河川に認定した河川に

対し河川法の規定を準用する規則

昭和三十八年一月二十五日付け鳥取県告示第二十四号

告

示

この規則は、公布の日から施行する。

2 河川法準用令第二条において準用する河川法又はこれに基づいて発する命令により、知事の許可を受けなければならぬ事項で、前項の河川認定の際に現存するものについては、この規則施行の日から三月以内にその許可を受けなければならない。

鳥取県告示第二十四号

河川法準用令(明治三十二年勅令第四百四号)第一条第一項の規定により、河川法を準用する河川を次のとおり認定した。

昭和三十八年一月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

勝谷川	左岸	岩美郡福部村大字蔵見字大平	六六七番地先	から	から	塩見川合流点	まで
滑石川	右岸	岩美郡岩美町大字岩井字神福寺六四一七番地先	六六六番地先	から	から	蒲生川合流点	まで
浅津川	右岸	八頭郡智頭町大字真鹿野字大井田四六一九番地先	四五九番地先	から	から	土師川合流点	まで
鴨川	左岸	八頭郡智頭町大字埴師字ムカユ八八三番地先	四二の一番地先	から	から	土師川合流点	まで
山田谷川	右岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三五番地先	三四五番地先	から	から	八東川合流点	まで
江東川	左岸	八頭郡家町大字明辺字上河原一八四番地先	三四六次の一一番地先	から	から	私都川合流点	まで
神戸川	右岸	八頭郡河原町大字渡一木字天坪一〇三九の一一番地先	四四六番地先	から	から	(野坂川合流点)まで	まで
箭溪川	左岸	大字河原字西地村の二番地先	から	から	から	から	まで
江川	右岸	"	"	"	"	"	まで
砂田川	左岸	"	"	"	"	"	まで
吉田川	右岸	"	"	"	"	"	まで

蔵見川	左岸	岩美郡福部村大字蔵見字大平	六六七番地先	から	から	塩見川合流点	まで
瀬戸川	左岸	岩美郡岩美町大字岩井字荒神下一九四番地先	四五九番地先	から	から	蒲生川合流点	まで
真鹿野川	右岸	八頭郡智頭町大字真鹿野字大井田四六一九番地先	四五九番地先	から	から	土師川合流点	まで
天木川	右岸	八頭郡智頭町大字埴師字ムカユ八八三番地先	四二の一番地先	から	から	土師川合流点	まで
根安川	左岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三五番地先	三四五番地先	から	から	八東川合流点	まで
明辺川	左岸	八頭郡家町大字明辺字上河原一八四番地先	三四六次の一一番地先	から	から	私都川合流点	まで
太井手川	右岸	八頭郡河原町大字渡一木字天坪一〇三九の一一番地先	四四六番地先	から	から	(野坂川合流点)まで	まで
太井手川	右岸	"	"	から	から	"	まで

千代川	左岸	八頭郡智頭町大字駒帰字石舟二六二の内第一番地先	から	河川法準用河川地点まで
白坪川	右岸	八頭郡智頭町大字西谷字下向五三内第一番地先	から	河川法準用河川地点まで
大江川	左岸	八頭郡船岡町大字大江字宮ノ前九三八番地先	から	河川法準用河川地点まで
私都川	右岸	八頭郡郡家町大字姫路字上河原四一八番地先	から	河川法準用河川地点まで
浜村川	左岸	氣高郡鹿野町大字河内字龍盤魚山二、九八七の一〇番地先	から	河川法準用河川地点まで
佐谷川	右岸	氣高郡氣高町大字寺内字宮河原一二三四番地先	から	河川法準用河川地点まで
三徳川	左岸	東伯郡三朝町大字俵原字水ノ上ノ式二二〇番地先	から	河川法準用河川地点まで
北谷川	右岸	倉吉市大河内字丸山五九三の二番地先	から	河川法準用河川地点まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日火金

子者 烏取原鳥取市東町一丁目
駆所 烏取原鳥取市栗谷町
鳥取県印刷局
〔定価一部月額二五〇円（郵送料共）〕